小規模保育事業C型の設備及び運営に関する基準

資料1－2

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>基　準</th></tr>
<tr><td colspan="3">定　員</td><td>6人以上10人以下</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業実施場所</td><td>家庭的保育者の居宅又はその他の場所</td></tr>
<tr><td colspan="3">土地・建物の所有</td><td>賃借の場合は、貸主の承諾が得られていること</td></tr>
<tr><td colspan="3">施設建物の耐震基準</td><td>新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。（昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合は、耐震診断において問題ない建物であること。または、耐震補強済工事実施済みであること。）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">設備基準</td><td rowspan="3">施設の階層及び構造</td><td>2階基準</td><td>建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること
次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備が1以上設けられていること
<table>
<tr><th>階</th><th>区分</th><th>設備</th></tr>
<tr><td rowspan="6">2階</td><td rowspan="2">常用</td><td>1　屋内階段</td></tr>
<tr><td>2　屋外階段</td></tr>
<tr><td rowspan="4">避難用</td><td>1　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td></tr>
<tr><td>2　待避上有効なバルコニー</td></tr>
<tr><td>3　建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</td></tr>
<tr><td>4　屋外階段</td></tr>
</table>
保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること</td></tr>
<tr><td>3階基準
※表以外の2階基準に追加</td><td>次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備が1以上設けられていること
<table>
<tr><th>階</th><th>区分</th><th>設備</th></tr>
<tr><td rowspan="5">3階</td><td rowspan="2">常用</td><td>1　建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td></tr>
<tr><td>2　屋外階段</td></tr>
<tr><td rowspan="3">避難用</td><td>1　建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td></tr>
<tr><td>2　建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</td></tr>
<tr><td>3　屋外階段</td></tr>
</table>
上表に規定する設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること
当該事業所の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること
（1）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること
（2）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること
当該事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること
非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること</td></tr>
<tr><td>4階以上基準
※表以外の3階基準に追加</td><td>次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備が1以上設けられていること
<table>
<tr><th>階</th><th>区分</th><th>設備</th></tr>
<tr><td rowspan="5">4階以上</td><td rowspan="2">常用</td><td>1　建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td></tr>
<tr><td>2　建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td></tr>
<tr><td rowspan="3">避難用</td><td>1　建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。）</td></tr>
<tr><td>2　建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</td></tr>
<tr><td>3　建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">保育室</td><td>乳児室又はほふく室</td><td>1人につき3.3㎡
必要な用具を備えること</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>保育室又は遊戯室</td><td>1人につき3.3㎡
必要な用具を備えること</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>採光</td><td rowspan="3">通風、採光等が良好であること</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>照明</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>換気</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td rowspan="3">その他</td><td>衛生的な環境にあること</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>危険防止対策が十分であること</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>カーテン、暗幕、布製ブラインド、絨毯等は、防炎処理が施されたものであること</td></tr>
<tr><td colspan="2">設備</td><td>調理設備</td><td>衛生的な調理設備</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>便所</td><td>衛生的な便所</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>非常災害設備</td><td>軽便消火器等の消火用具、非常口等</td></tr>
</table>

区　分			基　準
	屋外遊戯場	場所	同一の敷地内とする。ただし、敷地内に屋外遊戯場を確保するのが困難な場合は、当該施設付近に屋外遊戯場に代わるべき公園、広場等（代替園庭）があること。 ※代替園庭は、児童が徒歩で無理なく行ける距離とし、遊具・水飲み場・トイレ等が設置されていることが望ましい。
		面積	満2歳以上児1人あたり3．3㎡以上
運営基準	保育時間		1日8時間以上とし、利用者の状況等を考慮して事業者が定める
	職員	構成員	家庭的保育者、家庭的保育補助者、嘱託医、調理員
		家庭的保育者	市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めるもの
		家庭的保育補助者	市長が指定する研修を修了した者
		配置	3：1（家庭的補助者とともに保育する場合は5：2）
		嘱託医	必置
		調理員	必置
	非常災害対策	計画	非常災害に対する具体的計画の立案
		訓練	月1回以上の避難及び消火訓練の実施
	乳幼児の健康診断		入所時の健康診断、年2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を実施
	職員の健康診断		年1回の健康診断及び月1回の検便を実施
	連携施設	保育内容の支援	嘱託医・栄養士・園庭開放・合同保育・後方支援・行事への参加について、連携施設を設定
		代替保育の提供	代替保育所（一時保育を実施している公立保育所）を設定
		卒園後の受皿	卒園後の受入れ施設を設定
	保育内容		保育所保育指針に沿った保育を行う
	食事	提供方法	自園調理（委託及び搬入施設からの搬入不可）
		食事内容	あらかじめ作成された献立（変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含有するもの）に従った食事 栄養並びに乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮した食事
		食育	食育の推進（努力義務）
事業者等の要件	家庭的保育者		市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めるもの ア　保育士、保健師、助産師、看護師、准看護師又は幼稚園教諭のいずれかの資格を有するもの イ　子育ての経験があり、アの資格を有する者と同程度の能力を有すると市長が認める者 認可を受けようとする年の3月31日現在、満63歳以下である者 家庭的保育補助者を選任し、かつ配置する者 健康で児童福祉に理解がある者 同居している者に就学前児童又は介護の必要な者がいない者（本人が保育に専念できる場合を除く） 他に職業を有せず、保育に専念できる者 法第18条の5各号及び第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者 ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）に該当しない者 ・禁錮以上の刑に処せられ、又は執行終了後二年を経過しない者 ・児童福祉法その他児童の福祉に関する法律の規定で政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、又は執行終了後2年を経過しない者 ・保育士登録を取り消され、その取消しから二年を経過しない者 ・児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者 市税の滞納をしていない者 暴力団等と関係を有していない者
	家庭的保育補助者		家庭的保育補助者の基礎研修の修了証か、子育て支援員研修（地域型保育）の修了証を持っている者 家庭的保育補助者になろうとして上記子育て支援員研修を受講した年齢が68歳以下の者 本人が健康で児童福祉について理解がある者 保育に専念できる者（調理員を兼務する場合を除く） 暴力団等と関係を有していない者
	調理員		次の要件を満たす者 本人が健康で児童福祉について理解がある者 調理に専念できる者（補助者を兼務する場合を除く） 暴力団等と関係を有していない者